最終更新日：2015年6月17日
ヤスハラケミカル株式会社
代表取締役社長　安原禎二
問合せ先：0847-45-3530
証券コード：4957
http://www.yschem.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図る観点から経営判断の迅速化、経営の効率化を進めるとともに、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実並びに適時適切な情報開示を重要課題としております。また、コーポレートガバナンスの確立が、企業価値増大のための重要課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ワイエス興産有限会社	1,237,032	11.41
安原　禎二	1,191,560	10.99
ヤスハラケミカル取引先持株会	765,020	7.06
敷田　憲治	694,800	6.41
株式会社中国銀行	511,488	4.72
槇本　通	504,000	4.65
沖津　妙子	462,600	4.27
有限会社宗江	373,725	3.45
有限会社マキ	373,725	3.45
後藤一紀	245,880	2.27

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	5 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、期中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。監査役は、期初に会計監査人から監査計画の説明を受け、期中における監査結果について各監査役に報告がなされる等、会計監査人と緊密な連携をはかっております。
内部監査につきましては、社長直属の監査室を設置しており、専任1名体制により全部署を対象に業務監査を計画的に実施しており、監査結果に
ついては、社長及び監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前岡　良	その他													
内林　誠之	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前岡　良	○	税理士事務所勤務 独立役員に指定しております。	＜招聘理由＞ 専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため、当該監査役に選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 前岡氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、当社の主要株主ではありません。また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はおりません。 さらに同氏は、長年にわたり社外監査役に就任され、当社の業務にも精通されております。 よって、当社の独立役員として適任であると判断しましたので、同氏を指名することといたしました。
内林　誠之		弁護士	＜招聘理由＞ 専門知識を生かし、公正中立的立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため、当該監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、業績等を勘案して役員賞与の支給を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第57期（平成27年3月期）有価証券報告書にて開示した役員報酬は以下のとおりであります。
取締役に支給した報酬及び支給人員　5名　141,653千円
監査役に支給した報酬及び支給人員　3名　12,140千円
（うち社外監査役）　（2名）　（4,800千円）
（注）1．使用人兼務役員の使用人給与相当額は12,404千円であり、上記金額には含まれておりません。
2．上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額（取締役22,203千円、監査役540千円）が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の使用人として専任の監査室員１名を配置し、社外監査役が職務を執行するにあたり、監査室が必要に応じてこれをサポートし、円滑に遂行できる体制としております。また、各社外監査役は、取締役会に出席し、取締役の監視とともに、必要に応じて提言及び助言を行っております。また、関係資料や取締役会議事録の提示を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

経営の意思決定及び監督につきましては、取締役会において行っております。取締役会は、より綿密な意思疎通をはかり、迅速かつ的確に意思決定を行うことができるよう取締役４名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回開催されており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な事項の報告がなされております。

監査役監査につきましては、当社は監査役会制度を採用しております。監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し取締役の職務執行を充分に監視できる体制となっております。監査役3名のうち1名は常勤監査役であり、業務執行の状況や会社のコンプライアンスの問題を日常レベルで監視する体制ができております。また、内部統制の整備運用状況については監査室との連携を深めております。さらに、会計監査人との連携により内部統制の整備運用状況のみならず、会計監査についても意見交換を行っております。

会計監査及び内部統制監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けており、正確な経営情報、財務情報の適時適切な開示につとめております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外監査役による監査を実施しており、経営の監視機能は充分に機能する体制が整っているため、社外取締役を選任しておりません。
当社は、社外監査役2名のうち１名を独立役員として指名し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	3月決算会社の集中日より約10日早く、毎年6月中旬に開催
その他	当社の株主総会は、より多くの株主の皆様が参加できるよう、交通が便利な近隣主要都市のホテルを会場としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後、当社の近況報告会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、財務・業績関連・人事異動等適時開示資料、 有価証券報告書、年次報告書	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のホームページに、環境報告書を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理規程を定め、内部情報の管理を徹底するとともに、適時適切な開示に努め、経営の透明性を確保しております。また、客観的な評価による当社の財務の健全性、信頼性及び経営の透明性を確保するため、年1回、株式会社格付投資情報センターによる信用格付け評価を受けております。
その他	株主の皆様に当社の事業を理解していただくために、定時株主総会終了後、製品説明及び近況報告を行っており、環境報告書も配布しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社代表取締役社長は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年２月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を確保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

期末日（３月３１日）を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象としております。財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、すべての事業拠点について評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価しております。また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、売上高を指標に、その概ね8割程度に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しております。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜基本方針＞

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

＜整備状況＞

- 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署を当社総務部に定めると共に、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応している。

- 外部の専門機関との連携状況

総務部は、特殊暴力対策協議会、所轄警察署、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、また、反社会的勢力の排除に向けた活動に積極的に参加している。

- 反社会的勢力に関する情報の収集

当社は、反社会的勢力に関する情報を総務部が一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力による被害を防止するための取り組みを支援している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る書類（電磁的記録を含む）については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下aからeのリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

a. 会社の過失により取引先及びユーザーに多大なる損害を与えたとき
b. 重大な事故、災害（労働災害を含む）等を発生させたとき
c. 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
d. 災害、事変等により仕入先からの主原料の調達が著しく困難になったとき
e. その他会社の存続にかかわる重大な事案が発生したとき

・リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に則り損害の拡大を防止すべく適切に対応する。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。

・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任について定めることとする。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定め、必要に応じて各担当部署にて規則の策定あるいは取締役及び使用人に対する研修の実施を行うものとする。

・内部監査部門として、監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署を総務部とする。

・取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、取締役会において報告するものとする。

・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、内部通報規程に基づきその運用を行うこととする。

・監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

（5）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請があったときは、監査室の職員を監査役の職務を補助する使用人とし、監査役の指揮命令に従わせるものとする。

（6） 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

・監査役の職務を補助すべき使用人は、もっぱら監査役の指示命令に従わなければならない。

（7）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

・社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

（8）監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役へ報告を行った使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（10）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、スムーズな監査を行える環境に整備するよう努めるものとする。

・監査役は代表取締役との定期的な意見交換を行い、また監査室との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかるものとする。

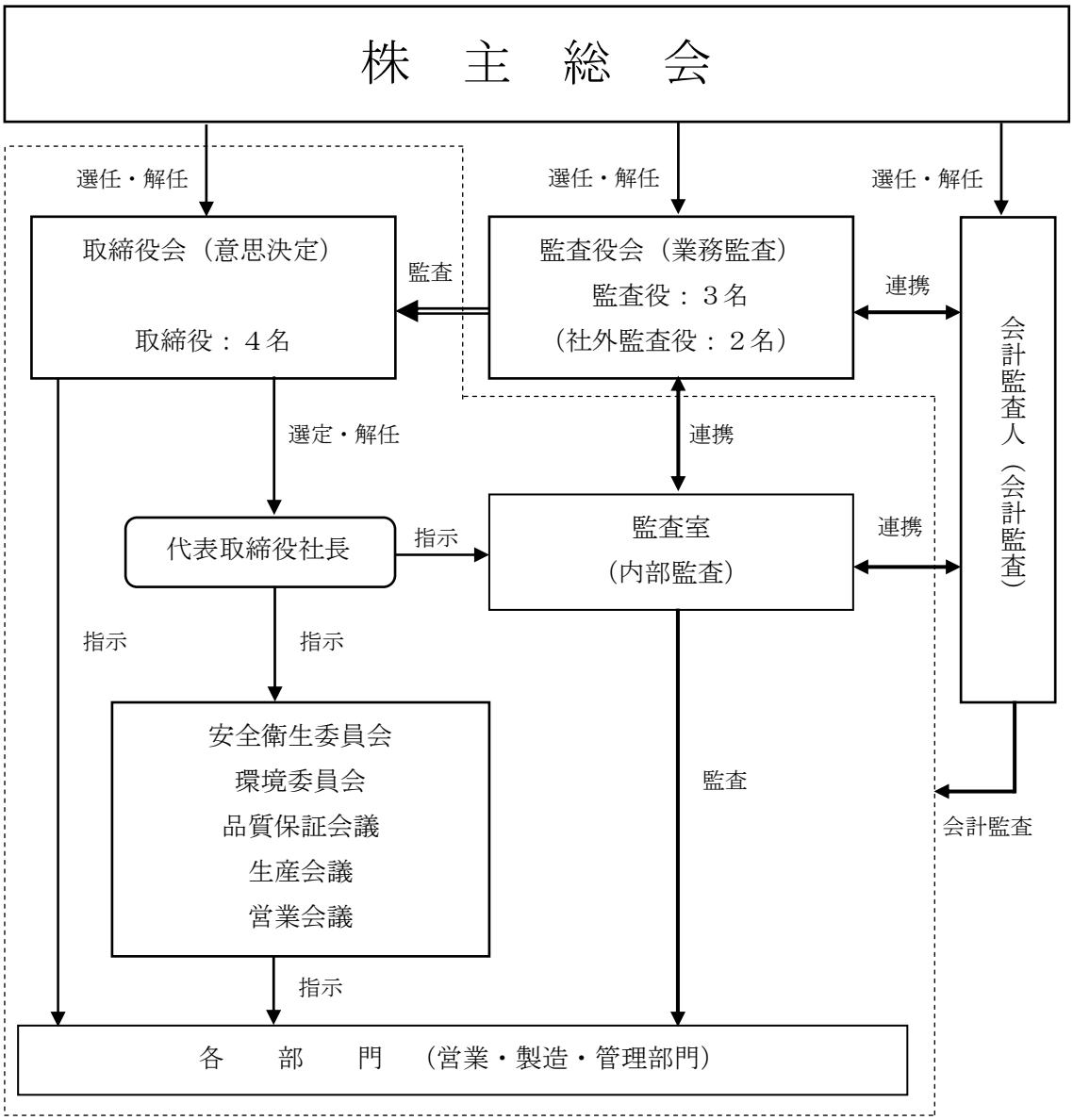
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会（意思決定）
取締役：４名
監査
監査役会（業務監査）
監査役：３名
（社外監査役：２名）
連携
会計監査人（会計監査）
選定・解任
連携
代表取締役社長
指示
監査室
（内部監査）
連携
指示
指示
安全衛生委員会
環境委員会
品質保証会議
生産会議
営業会議
監査
会計監査
指示
各　部　門　（営業・製造・管理部門）